表6-9 特定工場から発生する振動の規制基準

区	域	の	区	分	時	間	Ø	区	分
					昼間:午前6	時から午後10	時まで	夜間:午後1	0時から翌朝6時まで
第	1	種	区	域	6 () デシベル		5 (5 デシベル
第	2	種	区	域	6 5	5 デシベル		6 () デシベル

(注) 区域の区分および時間の区分は、道路交通振動の要請限度に同じである。

表6-10 特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準

		種	類	に	対	す		る	規	制]	基	準		
特定建作業種	,,,,	振動大き	のさ	夜間深夜の禁		1 Ø	日制	の 限		美 時 間		休日	日のの	備	考
くい打林 くい抜札 はくい抜機: い抜機: 用する 業	機又 打く を使		シベル	第1号 午後 から翌	7 時	1	3に~		同に連 6 日				もんけん、E 打機、油圧 機、圧入式く 抜機を除く。	式くい抜	
鋼球を付 して建 ② その他の 作物を研 する作業	築物 の工 破壊			午後7日ま	7 時 で					さいて 続	託		雇日、の日		
舗装版4 ③ 機を使り る作業		7 5 デシベ		第2号区域 午後10時 から翌日の 午前 6時 ま	10時	1	3に~	号区域 につき 時 間			て 続			作業地点が追動する作業は、1日にま作業に係る。 最大距離が5ない作業に係る。	にあって 3ける当該 二地点間の 10mをこえ
ブレー; ④ を使用・ 作業					で									手持式のも 作業地点が 動する作業 は、1 日にま 作業使用する る二地点間の が50mを超 限る。	車続的に移 にあって らける当該 る作業に係 の最大距離

(注) (区域の区分) 第1号区域: 第1種区域、第2種区域および第3種区域の全区ならびに第4種区域で (ア)学校、(イ)保育所、(ウ)病院・患者を収容する施設を有する診療所、

(エ)図書館、(オ)特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80m以内の区

城.

第2号区域:第4種区域のうち、第1号区域を除く区域。